

(様式3)

令和4年7月27日  
京丹後市

「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市文化財保存活用地域計画（案）に対する意見の募集を、令和4年6月21日から令和4年7月11日まで行いました。その結果、1件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、地域計画の策定と文化庁提出の準備を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

頂いた意見を踏まえ、8月末日を目処に文化庁への提出準備を進めていくことといたします。

**【連絡先】**

連絡先：教育委員会事務局文化財保護課

住 所：〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 番地

電 話：0772-69-0640

F A X：0772-68-9061

電子メール：bunkazaihogo@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
第8章 2、京丹後市の推進体制について	所有者および責任者として取り組むものについて、具体的に記載する。  (その理由) 保存についてが一番重要なものは、所有者もしくは責任者であると考えます。将来どうしたいのか、中長期の保存計画をもっているかどうかなど。そのため、ここに、所有者もしくは責任者の欄を設けて、すること・してもらうこと・しなければならないことを具体的にして、所有者に伝えていく。この計画は策定して年度計画に反映し、所有者に伝えるまでが行政が作成する計画であると思います。	ご意見のとおり文化財の所有者の役割・責任は、重要なものがあります。なお、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）第4条第2項に「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」と明記されています。また本計画では、p140の「市民の役割」の中で、所有者の役割についても言及しています。計画の実行にあたっては、この点について、市からあらためて伝えていくことを考えてまいります。
第5章 1-2 イ 財源の確保について	計画については、全体を網羅してたくさんの取り組みがある反面、具体的な取り組みは、年度毎の計画にゆだねている。また、その年度計画は、資金の制限があり実行性に課題があります。  (その理由) そこで、文化財も重要度を付して、財源については、選択と集中が必要であると考えます。たとえば、上記所有者の保存計画に志がない・実現性がなければ、資金の支援はやめて、現状保存	文化財の重要度は、従来の指定・登録制度で担保されています。また保存の方法は、現状保存が原則ではあります

(様式3)

	<p>にこだわらず、映像・図面・言語による電子データ保存という支援することで、許容していくことも必要でないか。その代り重要なものや志があるものや地域が汗をかいて取り組んでいくようなものには支援していくなど。そういう方針を出すことで、重要なものについては、実現性のある保存計画になるのでは。きれいで、全てを網羅した計画よりも、少しでも実現性のある計画であるほうが、議論はあると思いますが、現実を理解している市民としては納得できるのではないかと思います。</p>	<p>が、ご記載いただいているように記録保存という選択もあります。ご指摘いただいた内容は、所有者や地域の取り組みややる気に対する支援と理解しています。これらに関しては、従来の指定・登録制度とは別に、市民遺産制度（p124）をつくり、支援していくことを考えてまいります。</p>
--	---	--